

2024年度版 運行管理者ハンドブック 正誤表

	(誤)	(正)
7ページ 表 中欄	<p>4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</p>	<p>4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を常時有効に保持するとともに、1. 及び2. の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</p>
12ページ 表3段目 中欄	<p>1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)事故を引き起こした場合又は運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 <u>(新設)</u></p> <p>(8) (9) (10)</p>	<p>1. 事業用自動車の運転者等ごとに次の(1)～(10)の事項を記載し、かつ、(11)に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)事故を引き起こした場合は、その概要</p> <p>(8)運転者に対しては、道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 <u>(新設)</u></p> <p>(9) (10) (11)</p>
12ページ 表3段目 右欄	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸規則第37条 ・(9)は、運輸規則第38条第2項 ・(10)は、一般乗用の運転者にあっては～ ・2. は、一般乗用に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸規則第37条 ・(10)は、運輸規則第38条第2項 ・(11)は、一般乗用の運転者にあっては～ ・2. は、一般乗用に限る
23ページ 表2段目 中欄	<p>1. 運転者等ごとに、次の(1)から(8)の事項を記載し、かつ、(9)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)事故を引き起こした場合及び道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 <u>(新設)</u></p> <p>(7) (8) (9)</p>	<p>1. 運転者等ごとに、次の(1)から(9)の事項を記載し、かつ、(10)に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)事故を引き起こした場合は、その概要</p> <p>(7)道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 <u>(新設)</u></p> <p>(8) (9) (10)</p>
23ページ 表2段目 右欄	<ul style="list-style-type: none"> ・安全規則第9条の5、第34条 ・(8)は、安全規則第10条第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全規則第9条の5、第34条 ・(9)は、安全規則第10条第2項

	(誤)	(正)
56ページ 6行目	【乗務後点呼】 運転者に対する <u>乗務</u> 後点呼では、次の事項を確認します。	【業務後点呼】 運転者に対する <u>業務</u> 後点呼では、次の事項を確認します。
56ページ 18行目	* 運転者が所属する営業所以外の地での <u>乗務</u> 終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。	* 運転者が所属する営業所以外の地での <u>業務</u> 終了により対面点呼ができない場合は、運転者に携行させたアルコール検知器又は自動車に設置したアルコール検知器を用いて確認し、その結果を報告させる。
57ページ 19行目	【乗務途中点呼】 （貸切バス：夜間長距離運行の場合に限る）	【業務途中点呼】 （貸切バス：夜間長距離運行の場合に限る）